平成２２年（フ）第４２６号
新潟市東区江南２丁目８番地３　ハウス江南202号、前住所新潟県長岡市与板町中田142番地２
破産者　田中　欽一
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０６号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字南屋敷38番地
破産者　伸和設備有限会社
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２３号
愛知県稲沢市北島町蕨野40番地の１
破産者　有限会社亀山製作所
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４３５号
大津市大萱２丁目19番２号
破産者　稲田　真也
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３９号
大津市大萱２丁目12番５号
破産者　株式会社梓プランニング
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９号
和歌山県岩出市山字石原747番地の11
破産者　有限会社たまや
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３号
山口県下関市大字吉田195番地の１
破産者　有限会社グランドホテルニュー湯谷
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
長崎県雲仙市吾妻町牛口名737番地39
破産者　有限会社叶丸建設
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
大分県別府市富士見町６番３号
破産者　有限会社島屋物産
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６２号
宮崎市中西町５番地１
破産者　有限会社永楽食品
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２２号
鹿児島県鹿児島市犬迫町8032番地、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地117
破産者　株式会社九州理工
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３９１号
さいたま市南区白幡４丁目24番16号　奥田ハイツ101
破産者　太田　幸雄
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７４号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地尾山台団地５―22―207、旧住所埼玉県さいたま市北区櫛引町２丁目131番地５
破産者　鈴木　篤洋
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０６号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目５番10号、旧住所埼玉県川口市前上町27番21―112号　コスモ川口グランステージ
破産者　片桐　育子
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２０号
さいたま市南区大字大谷口1839番地１
破産者　玉澤　久子（旧姓坂井）
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
さいたま市北区本郷町17番地１　９―204
破産者　梅津　裕美
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８５号
さいたま市岩槻区西町５丁目６番27号
破産者　原田富士子
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
埼玉県新座市栄５丁目３番28号
破産者　佐藤　正徳
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
千葉県富津市湊17番地
破産者　小島　俊夫
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３１５号
宮城県多賀城市伝上山２丁目20番６号
破産者　阿部　　繁（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係